

社会福祉法人 宝安寺社会事業部 権利擁護・虐待防止委員会 要領

(設置)

第1条 社会福祉法人 宝安寺社会事業部(以下、「法人」という。) 権利擁護・虐待防止委員会 要綱を受けて、本要領を定める。

(委員及び任期)

第2条 権利擁護・虐待防止委員会の委員は、理事長が指名する下記の者とする。

役員・管理者委員8名及び非管理者委員8名。

その他理事長が必要と認めた者。

2 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

3 委員が健康上等の理由で退任した時は、後任を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 権利擁護・虐待防止委員会の役員は委員長、副委員長とし、理事長が任命する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の検討議題、開催日時を決め、事務局に通知し関係委員へ周知させるものとする。

(副委員長)

第5条 副委員長は、委員長に事故等ある時は、その職を代行する。

(書記)

第6条 書記は、会議の状況、内容、意見、結果等を会議の都度記録し、議事録の作成を行う。

(会議)

第7条 会議は委員長の招集により開催するものとする。

2 召集された委員は、会議資料を用意し意見を述べ、会議の有意義かつ円滑な進行に貢献するものとする。

3 委員長は、会議を統括すると共に、書記による議事録を確認する。

(事務局)

第8条 権利擁護・虐待防止委員会の事務局は、法人本部に置く。

2 事務局は、委員長と連携し、会議場の確保、委員への会議通知等に当たるものとする。

(運営の内容)

第9条 権利擁護・虐待防止委員会は、原則として、毎月1回の定例委員会の他、必要な場合には臨時委員会を開催する。

2 委員長は、委員会の議事録を都度理事長に提出するとともに、必要に応じて理事長に権利擁護の提案や虐待防止策を上申する。

(その他)

第10条 その他必要なことは、理事長が別に定める。

付則 この要領は、平成27年9月1日より施行する。